

## 第6章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の総合的な推進体制

#### 1. 関係所管・市民・関係団体等の連携と協働

本計画の推進にあたっては、市の関係所管の情報共有と連携を強化することで全庁的な協力体制を確保するとともに、行政と市民・障害者関係団体・サービス事業者等の連携・協働を促進することで、市全体で障害者の地域での自立生活を支援する体制を整えていきます。

#### 2. 障害者自立支援協議会・障害者自立支援ネットワーク連絡会議

計画の進行管理については、三次市障害者自立支援協議会に現況を報告し、いただいた意見を計画推進に活用していきます。

また、地域資源の活用・開発等に関する課題や実情を把握するため、障害者自立支援ネットワーク連絡会議を開催し、適切な自立支援協議会の運営に努めます。

### 第2節 計画実施状況の検証

本計画の実施状況については、三次市障害者自立支援協議会を中心に、障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供状況を定期的に検証、報告することとし、必要がある場合には適切な対応を取るよう努めます。

また、必要に応じて障害者本人や家族、関係団体、サービス事業者等の声を把握する機会を設けます。